

平成27年(ワ)第13029号, 第23567号

TPP交渉差止・違憲確認等請求事件

原告 原中勝征 外1581名

被告 国

原告第18準備書面

(TPPが労働に及ぼす影響について)

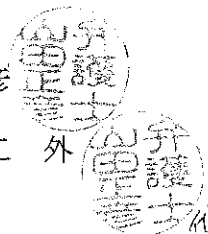
平成28年7月13日

東京地方裁判所民事第17部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 山田 正彦

弁護士 岩月 浩二 外



本準備書面では, TPPが我が国の労働者の権利に及ぼす影響について, TPP協定第19章「労働」(以下, 「本章」といいます。)を踏まえて, 訴状に補充して主張します。

第1 総論

本章においては, 国際的に認められた労働者の権利に直接関係する締約国の法律等(以下, 「労働法令」といいます。)を執行すること, 国際労働機関(以下, 「ILO」といいます。)の1998年の労働における基本的な原則及び権利に関する宣言並びにその実施に関する措置(以下, 「ILO宣言」といいます。)に述べられている権利を自国の法律等において採用・維持すること, 労働法令についての啓発の促進及び公衆による関与のための枠組み, 協力に関する原則等について定められています。

第2 TPP締結前の労働問題と貿易自由化に関する議論

1 ILOにおける当初の議論

ILOは、労働基準の国際的調和を進める国際組織として設立されました。そして、その設立根拠の1つとして、労働基準の相違が産品のコストに反映し、国際貿易における公正な競争条件を妨げることがありました。

しかし、ILOは、貿易や投資に関連する国内法・国際条約において、特定の労働基準の充足を貿易自由化の条件とする社会条項に対しては、以下の理由から、最近まで消極的な姿勢をとってきました。

まず、ILOにおいては、労働コストは、商品の国際競争力を構成する要素の1つにすぎず、貿易における公正な競争条件を達成する手段として、労働基準の違いに起因する労働コストの違いだけに焦点を当て、これを解消するという方策をとることは、あまり意味がないと考えられていたことがあります。また、ある国の労働条件は、その国の社会的・経済的・政治的諸条件を反映して決まるものであるため、労働条件の改善にはこれらのさまざまな条件の充足が必要であり、劣悪な労働条件の国に貿易制裁を加えるという社会条項の手法の有効性には限界があると考えられていたことがあります。さらに、ILOは、他の国際機関と異なり、政府代表に加えて労働者代表と使用者代表とから成る3者構成をとっています。このような構成の下で、先進国の労働者代表は、社会条項を支持してきましたが、先進国・途上国の使用者代表、大半の政府代表、一部の途上国の労働者代表は、社会条項に反対してきました。このように、ILOとして社会条項について統一的な決定を下すことは不可能であったこともあります。

2 GATTにおける議論

社会条項の導入に積極的であった米国などは、GATTにおいても、労働基

準に関する規定を導入することを何度か提案してきました。

しかし、途上国は、労働基準に関する規定の導入に対し、以下の理由から、一貫して反対してきました。

まず、途上国からみれば、先進国による社会条項の要求は、先進国の国内産業保護を目的とする偽装された保護主義であると考えられたことがあります。また、社会条項は、途上国の労働コストを上昇させ、国際貿易における途上国産品の比較優位を破壊するおそれがありました。さらに、途上国の労働基準を改善するための最善策は、社会条項の押しつけではなく、輸出主導の成長と経済開発であり、輸出主導の成長によって途上国の経済開発が進めば労働基準の改善は自然に実現すると考えられたこともあります。

このような途上国の反対があったため、GATTにおいては、社会条項をめぐる議論が進展をみせることはありませんでした。

3 WTOにおける議論

米国などの先進国の一部は、WTOにおいても、GATTに引き続き、社会条項をめぐる議論を持ち込もうとしました。その背景には、ILOを通じた国際労働基準の策定とその遵守確保が、基本的には加盟国の自主的な批准と遵守の意思を尊重したソフトな性格のものであり、遵守確保の点で限界があるという認識がありました。すなわち、米国の実質的な意図は、社会条項をWTO協定に取り込むことで、WTOの紛争解決手続や貿易制裁を通じて労働基準の遵守確保を強力に図ることができると考えたことにありました。

しかし、GATTと同様、途上国の強い反対によって、WTOで社会条項の問題を扱うことは見送られ、ILOでの検討に委ねることとされました。

4 ILOにおける近時の議論

「第2 1 ILOにおける当初の議論」で前記したように、ILOは、社

会条項の問題を扱うことに消極的な姿勢を長年とってきました。

しかし、ILOも、WTOにおける議論を受け、貿易自由化の社会的側面に関する作業部会を設立し、貿易自由化とグローバリゼーションが社会と雇用に与える影響の検討を開始し、1998年にはILO宣言を採択しました。

ILO宣言は、結社の自由、強制労働の禁止、児童労働の禁止、雇用と職業における差別の撤廃を挙げて、これらの労働に関する基本原則の実現は、関連するILO条約やILO勧告を受諾しているか否かにかかわらず、ILO加盟国にとって普遍的な義務であるとししました。そして、ILO宣言を具体化した8つの基本的ILO条約である結社の自由に関する条約、団結権および団体交渉権に関する条約、強制労働に関する条約、強制労働の廃止に関する条約、雇用および職業上の差別に関する条約、同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約、最低年齢条約、最悪の形態の児童労働に関する条約を、普遍的に遵守されるべき労働基準と位置づけ、フォローアップと技術協力を通じてその履行を継続的に監視し支援してゆくという方針を打ち出しました。

このように、ILOは、あくまでフォローアップと技術協力を通じて中核的労働基準の履行を継続的に監視し支援していくというソフトな性格の手続を採用するにとどまり、米国が求めていた労働基準の履行を貿易自由化の条件として通商制裁に結び付けるという社会条項の考え方を斥けたのです。

第3 TPPに労働章が規定されたことによる問題点

1 ILOの存在意義が失われるおそれがあること

本章においては、本章の下で問題が生じた場合他の締約国との対話及び労働協議をいつでも要請することができ、一定期間内に問題を解決することができなかった場合、紛争解決章の規程に基づきパネルの設置を要請することができると規定されています（第19.11条及び第19.15条）。

TPPの主目的は貿易自由化ですから、労働基準をきっかけとして対話及び労働協議が開始された場合、貿易自由化の価値が労働基準の価値より優先され、ILO条約のような国際労働基準にとっては望ましくない方向で妥協が成立してしまうおそれがあります。

また、紛争解決章に規定されたパネルにより、国際労働基準違反か否かの判断がなされる場合、パネルは国際労働基準についての専門的知識が十分ではありません。国際労働基準違反か否かの判断についてILOの判断に従うということであれば、ILOと重複してTPPで労働基準を問題とする意義は少ないといえます。逆に、パネルが、ILOと異なる独自の判断をし、しかもそれらが国際労働基準についての判断だということになれば、労働基準の設定、実施の監視というILOの存在意義が失われてしまうことになります。

さらに、投資章で規定されたISDS条項により、投資受入国の労働基準によって損害を被ったと主張する投資家によって、仲裁廷の判断が求められる可能性も考えられます。

この場合も、仲裁廷の判断がなされる際、前記のようなパネルの判断がなされる場合と同様にILOの存在意義が失われてしまうという問題が生じます。また、仲裁手続中に両当事者の話し合いによって取り下げられる可能性もあり、労働基準・人権が妥協の対象になってしまいます。この場合にもやはりILOの存在意義が失われてしまいます。

2 TPPにより雇用が失われるおそれがあること

米国タフツ大学の世界開発環境研究所が本年1月に公表したTPPの影響分析の報告書によれば、TPP発効10年後には、日本のGDPは0.12パーセント減少し、雇用も7万4000人減少するとされています。

このように、多くの人の雇用が失われることは、勤労権（憲法第27条）、生存権（憲法第25条）の観点からも大きな問題があります。

3 労働者の地位が不安定となること

在日米国商工会議所は、日本政府に対し、平成26年4月に、「労働契約法の柔軟化による社会的格差の解消と経済成長の実現へ」と題した意見書において、企業と従業員があらかじめ勤続年数に応じた法的拘束力のある額の解雇補償金の支払いに合意し、解雇時にそれが速やかに支払われることを条件に、期間の定めのない労働契約を締結できるようにすることを求めました。

そして、日本政府は、『「日本再興戦略」改訂2015』において、透明かつ公正・客観的でグローバルにも通用する紛争解決システムを構築する必要があるため、解雇無効時における金銭救済制度の在り方（雇用終了の原因、補償金の性質・水準等）とその必要性を含め、予見可能性の高い紛争解決システム等の在り方についての具体化に向けた議論の場を直ちに立ち上げ、検討を進め、結論を得た上で、労働政策審議会の審議を得て、所要の制度的措置を講ずるとしています。

このように、米国の意向を受けた解雇の金銭解決制度が導入され、労働者の地位は不安定なものとなる方向に進んでいます。また、解雇の金銭的解決制度が導入された場合であっても、その制度の内容が、補償金の水準が高い等、グローバル企業にとって不十分なものとされれば、グローバル企業から、投資章で規定されたISDS条項を根拠として、仲裁廷の判断が求められる可能性があります。すると、解雇の金銭的解決制度が導入されるのみならず、その補償金も低く定める仲裁判断に従わざるをえなくなる等、ますます労働者の地位が不安定となり、雇用が失われるおそれがあります。

さらに、近時、フランスの企業が、エジプト政府が最低賃金を上げたという理由で、ISDS条項に基づき、エジプト政府を提訴したという事例があります。

このように、労働者保護のため、国内の政策として最低賃金を上げることで

さえ、グローバル企業の利益に反すれば、ISDS手続の対象となるため、日本政府は、十分な労働者保護政策を採ることができなくなるおそれがあります。

このように、労働章のみならずISDS手続を規定した投資章も同時に含まれるTPPを締結することにより、グローバル企業によって、日本政府の労働政策の自主性が侵害され、この点においても労働者の地位が不安定になるおそれがあります。

4 保護主義のために労働基準違反が問題とされるおそれがあること

本章においては、各締約国は、自国の法律等においてILO宣言に述べられている権利を採用及び維持すること、並びに、最低賃金、労働時間等の労働条件を規律する法律等を採用及び維持することが規定されています（第19.3条）。

一般的に、国際的な基準があるにもかかわらず、ある国がそれに従わず、結果として他の国に貿易上の損害を与えた場合には、それから生じる問題について責任を負うことは当然のことです。

しかし、本章で定められた労働基準に関する違反は、ILO宣言に述べられている権利についてはある程度明確であるとしても、その他の遵守すべきとされている労働基準の内容は明確ではなく、原因と結果の間が間接的であって、貿易制裁発動のきっかけを広くとることができ、保護主義の色彩が極めて強いものといえます。

例えば、輸出補助金の場合、貨幣価値で計ることができると同時に、それによって輸出価格に直接的影響があることが明白です。これに対し、労働条件の場合は、例えば強制的、差別的な雇用があったとしてもそのことがどの程度輸出価格に反映するかは数量的には計算できません。

にもかかわらず、このような間接的な違反を口実に、貿易上の制裁を与えることができることとなり、保護主義を意図して、労働基準の違反が問題とされるおそれがあります。

また、例示されている労働基準の多くも、米国などの先進国がすでにクリアーしたものばかりであり、途上国が事実上片面的な負担を負っているにすぎません。

そのため、労働基準の違反が問題とされるのは、もっぱら途上国のみとなり、米国が保護主義を意図して、途上国の労働基準の違反を問題とするおそれが強いといえます。

この背景には、米国が、GATT、WTOにおいて、社会条項を導入することができず、ILOを通じた国際労働基準の策定とその遵守確保が、基本的には加盟国の自主的な批准と遵守の意思を尊重したソフトな性格のものであり、遵守確保の点で限界があることに不満を抱いていたこと、そのため、TPPにおいて本章を規定することにより、同じくTPPにおいて規定された紛争解決手続やISDS手続を通じて、労働基準の遵守を確保し、貿易自由化を推進しようと考えたことがあります。

5 TPPに正統性がないこと

経済的規制の国際的調和を図る際には、利害関係者が納得を得られるような正統性を確保することが必要です。

TPPにおける国際的調和作業は、少数の規制当局の担当者と専門家によって進められ、規制の対象となる経済主体である企業、労働組合、消費者などが国際的調和作業に関与することが認められず、まったく情報を得ることができませんでした。一部の国際的大企業が交渉プロセスへの関与を認められたにすぎません。国際的調和交渉は密室で行われたのです。

また、TPPの交渉過程において、経済規制の国際的調和交渉を米国が強力に主導することで、他の多くの国は、実質的に交渉の場で主体的に関与することが困難でした。

さらに、労働基準の国際的調和を担当する既存の組織としてILOがあるにもかかわらず、TPPで労働基準を問題とすることとしました。

このように、密室で、かつ、米国主導で、経済的規制の国際的調和を図るための交渉が行われたTPPには正統性がなく、このような正統性がないTPPにおいて労働基準を問題とすることもやはり正統性がないといえます。

以上